

「(仮称)戸田市個人情報保護法施行条例の制定及び戸田市情報公開条例の改正の骨子」について

意見募集期間

令和4年8月23日から令和4年9月21日まで

概要

全国の地方公共団体が個人情報保護制度の運用のため規定している個人情報保護条例は、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に一元化されることになりました。

一元化に伴い、全国共通のルールの下、国のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなりますが、一部の事項（保有個人情報の開示請求の手数料等）については、地方公共団体の条例で定めることとされました。

そのため、戸田市個人情報保護条例を廃止とし、個人情報保護法に基づく個人情報保護制度を運用するため、戸田市個人情報保護法施行条例を新たに制定する必要があります。

また、戸田市情報公開条例について、新個人情報保護制度に関連し、同時期に改正を行います。

市民生活への影響

従来の個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者についての規律が、当該対象ごとに分かれており、個人情報の定義が一部異なる等の違いがありました。個人情報保護法に一元化されることで、定義の統一や規律の統一が図られ、全国共通で明確になります。地方公共団体の条例で定めるとされた、保有個人情報の開示請求の手数料については、無料とすることで、開示請求制度を利用しやすいものとしします。

